

A. (1) 若林製薬社引取九十四条ノ擬案サレ案件、

(2) 職工同協會者時々引取ニ職工モ之ヲ反對シ海軍省ヲ強  
右規約九十四条ノ適用セザルニ改正サレ案件、

A. (3) (4) 希理車次トシテ工廠者之於テ研究スルニ決意  
B. (1) 若林製薬社引取九十四条ノ規約ニ依ルニ年金交付ト付シ老  
年職工備置一件、

(2) 若林製薬社引取九十四条ノ規約ニ依ルニ

(3) 明治九年以前ニ生レ大正九年以前ニ入廠シ勤続三十年  
シ及リ之ヲ年終補則トシテ年々恩賜シ給シ得ル者ニ  
付シ何等カノ方法ヲ以テ年々支拂セズ案件、

B. (3) (4) (1) 三項ニ工廠者トシテ可取ル決意スル問題ト依ラ  
サレテ後如何トシテ係辭トシテ此ノ趣ヲ協功部等トシテ  
以テ實現ト切カラスニ旨ヲ述ヘテ解、

C. (1) 若林製薬社運用品更令多量買入ラレ案件、

右ノ今更令多量買入ラレ保衛ス、

D. (1) 若林製薬社運用品更令多量買入ラレ案件、

病院設置計画ニ依リて同様家賃ノ控除ノ区畫ニ及

津貼金病院ニ依リて安撫ニ地方区画ヨリ得ルニ相違便宜  
ト其ノ旨ヲ希電件、

右ノ實際ニ依リて困難トシテ是等更令多量買入ラレ  
3 解、

2. 待遇及休養関係

A. (1) 工廠規則引取九十四条ノ規約ニ依リて左道改正セシ案件、

車次ニ依リ引取出費セザルニ七十日間トシテ又ハ傷

癒疾病ニ依リ引取出費セザルニ百二十日間トシテ

八時、